

令和6年度
荒川区教育委員会主要施策
に関する点検・評価報告書

令和6年12月

荒川区教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	点検・評価の方法等について	2～3
	(1) 教育委員会の主要施策について	
	(2) 点検・評価対象事業	
	(3) 点検・評価の実施方法	
	(4) 学識経験を有する者	
	(5) 学識経験者の視察先	
3	対象事業の点検・評価	4～21
	特別支援教育	
	目的・対象・事業概要・取組状況・現状と課題 (4～12)	
	外部評価 伊藤 祐子 氏 (13～16)	
	外部評価 尾高 邦生 氏 (17～20)	
	教育委員会の今後の取組み (21)	
	参考資料	23～34
	・【教育委員会の活動】	
	・【荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱】	

1 はじめに

平成19年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成20年度から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすために実施することになったものである。

本報告書は、同法に基づき、教育委員会の活動を振り返るとともに、教育委員会の主要施策について、教育委員会自らが点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して作成したものである。

[参考] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法等について

(1) 教育委員会の主要施策について

教育委員会では、平成19年に策定された荒川区基本構想を受け、学校教育の分野においても、これまで進めてきた取組の成果を踏まえ、教育をとおして区民の夢や心を育むための「子育て教育都市」を実現するため、これからの学校教育の在り方や施策の方向性を示すことを目的として、5～10年間の計画期間で、荒川区学校教育ビジョンを策定した。

そして、平成29年には、従来の荒川区学校教育ビジョンにおける成果と課題を分析し、今後の方向性を明らかにした上で、平成29年度からの10年間の計画期間とする新たな荒川区学校教育ビジョンを作成した。

そのうえで、荒川区学校教育ビジョンに示されている中長期目標を達成するために、荒川区学校教育ビジョンの3つの方向性に沿いながら、6本の施策の柱を推進していくための具体の取組内容を示した学びの推進プランも策定し、教育委員会の主要施策を明らかにしているところである。

(2) 点検・評価対象事業

特別支援教育

(3) 点検・評価の実施方法

ア 点検・評価は、教育委員会主要施策について、評価及び今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

イ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者の意見を伺う機会を設ける。

ウ 対象事業について、前年度の実績を中心に今年度の実施状況等を合わせて、点検・評価を行う。

エ 教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめ、報告書を荒川区議会へ提出するとともに、区民へ公表する。

(4) 学識経験を有する者

教育に関し学識経験を有する方に集まっていただく機会を設け、区立幼稚園・小学校を視察の後、御意見等をいただいた。

いとう ゆうこ
伊藤 祐子 氏（東京都立大学健康福祉学部作業療法学科教授）

おだか くにお
尾高 邦生 氏（順天堂大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科准教授）

(5) 学識経験者の視察先

伊藤 祐子 氏 第二日暮里小学校及び南千住第二幼稚園
尾高 邦生 氏 峡田小学校

3 対象事業の点検・評価（特別支援教育）

目的
文部科学省通知(平成19年4月1日付19文科初第125号)が示す、特別支援教育の理念である「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する」を達成するため、特別支援教育に係る学校及び教育委員会の取組を把握し、改善に努める。
対象
全区立幼稚園・小学校・中学校
事業概要
<p>1 東京都教育委員会における取組</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学習支援アセスメントの開発(2) 都立特別支援学校によるセンター的機能の充実(3) 副籍制度の充実及び交流活動の推進(4) 就学相談等の保護者周知(5) 特別支援教室専門員の配置(6) 特別支援教室の運営に係る心理士等の巡回相談実施 <p>2 区教育委員会における取組</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 知的固定特別支援学級の設置(2) 特別支援教室の設置(3) 通級指導学級の設置(4) 特別支援教育支援員・特別支援教育補助員・特別支援学級介助員の配置 学習活動及び学校生活上、特別な支援を必要とする児童生徒に対して安定的かつ個別的な支援体制を構築する為、各校の児童生徒数及び支援の必要性に応じて配置している。(令和6年5月1日時点) 【小学校】特別支援教育支援員配置数 28名 特別支援教育補助員配置数 55名 特別支援学級介助員配置数 13名 【中学校】特別支援教育支援員配置数 10名 特別支援教育補助員配置数 10名 特別支援学級介助員配置数 9名(5) 特別支援教育アドバイザーによる巡回相談の実施 臨床発達心理士スーパーバイザー1名と作業療法士1名が特別支援教育アドバイザーとして巡回相談を実施(6) 教員研修の実施 管理職研修、特別支援教育研修、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修等の職層別研修に加えて、特別支援教育担任会における研修会及び研究授業の実施

(7)区内学級設置校による合同行事、宿泊行事の実施

【小学校】 5校合同による合同遠足の実施

【中学校】 4校合同による2泊3日移動教室(清里)の実施

【小・中】 小中特別支援学級合同による卒業生を送る会の実施

(8)社会福祉協議会による出前授業の実施

講師 じょぶ・あらかわセンター長 丹羽 貴之 氏

在宅福祉サービス課 在宅支援係長 圓山 圭二 氏

講演テーマ 生徒向け「学校を卒業したら」

保護者向け「後見人制度等について」

生徒に向けてお金や高校進学、仕事についての具体例中心の授業を実施する。

保護者に向けて法定後見制度等の手続きや費用、障がいの程度と類型の目安についての授業を実施する。

(9)就学相談・転学相談

障がいのある又は特別な支援を必要とする子ども一人一人にとって、最もふさわしい教育の場を保護者とともに考える法令に基づく行政手続きの実施

(10)ペアレントメンターによる講演会の実施

取組状況

1 東京都教育委員会における取組

(1)学習支援アセスメントの開発

小中学校特別支援学級から都立特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究成果を踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の実態に即して取り扱う各教科の目標及び内容を選択し、具体的な指導目標及び指導内容を設定できるよう学習支援アセスメントの開発を進める。

(2)特別支援学級の専門性向上に向けた支援

都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、重点支援校への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業を実施し、成果報告書の作成、配布を通して支援の成果を周知。

(3)副籍制度の充実及び交流活動の推進

副籍制度は共生社会の実現を目的として、都立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の区立小中学校に副次的な籍をもち、交流等を通じて地域とのつながりを維持・継続するための取組であり、平成27年度からは原則全員が副籍を持つこととしている。令和6年2月にガイドブックの改訂版が作成された。

(4)就学相談等の保護者及び関係者周知

就学相談について保護者の方に周知するため、チラシやガイドブックを作成し、幼稚園、保育所等就学前機関に送付している。ガイドブックではQRコードから動画視聴できる工夫がされている。また、就学前機関や小学校の教職員が参加できる就学相談講習会も動画配信により実施している。

(5) 特別支援教室専門員の配置

各校内及び巡回指導教員との連絡調整など、特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行うため、特別支援教室が設置されている学校1校につき1人配置している。

(6) 特別支援教室の運営に係る心理士等の巡回相談実施

特別な指導支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導支援を学校が実施するための助言を行うことを目的として、1校あたり年間40時間まで心理士等が巡回相談を行う。

2 区教育委員会における取組

(1) 知的固定特別支援学級の設置

知的固定特別支援学級への特別支援教育支援員・特別支援学級介助員の配置

【小学校5校】令和6年5月1日時点

学校名 【学級名】	学級数	児童数	教員数	支援員 配置数	介助員 配置数
汐入小学校 【しおりり学級】	3	18	4	1	1
第六瑞光小学校 【すずらん学級】	4	30	5	1	3
峡田小学校 【ひまわり学級】	5	34	6	1	5
尾久西小学校 【わかくさ学級】	3	21	4	1	3
大門小学校 【のぎく学級】	2	14	3	1	1
合計	17	117	22	5	13

【中学校4校】令和6年5月1日時点

学校名 【学級名】	学級数	生徒数	教員数	介助員 配置数
第一中学校 【六組】	4	24	6	3
第三中学校 【三組】	1	4	2	1
第四中学校 【D組】	3	23	4	3
尾久八幡中学校 【六組】	3	18	4	2
合計	11	69	16	9

(2) 特別支援教室の設置

全小中学校への特別支援教室の設置及び拠点校方式による巡回指導の実施

【小学校拠点校 8校】令和6年5月1日時点

拠点校	巡回校		児童数	教員数
第二瑞光 小学校	瑞光 小学校	第六瑞光 小学校	69	6
汐入東 小学校	第三瑞光 小学校	汐入 小学校	74	6
第二峡田 小学校	峡田 小学校	第九峡田 小学校	50	4
第四峡田 小学校	第五峡田 小学校	第七峡田 小学校	65	5
赤土 小学校	尾久 小学校	大門 小学校	58	5
尾久宮前 小学校	尾久西 小学校	尾久第六 小学校	44	4
第二日暮里 小学校	第三峡田 小学校	第三日暮里 小学校	58	5
第六日暮里 小学校	第一日暮里 小学校	ひぐらし 小学校	49	4
合計			467	39

【中学校拠点校 2校】令和6年5月1日時点

拠点校	巡回校	生徒数	教員数
第五 中学校	第一中学校 第三中学校 南千住第二中学校 諏訪台中学校	50	4
第九 中学校	第四中学校 第七中学校 尾久八幡中学校 原中学校	40	4
合計		90	8

(3) 通級指導学級の設置

第三峡田小学校における難聴言語通級学級の設置

【小学校 1校】令和6年5月1日時点

通級種別	学級数	児童数	教員数
難聴	1	4	1
言語	3	49	3
合計	4	53	4

(4) 通常の学級への特別支援教育支援員・特別支援教育補助員の配置（令和6年5月1日時点）

- 【小学校24校】 特別支援教育支援員配置数 28名
特別支援教育補助員配置数 55名
【中学校10校】 特別支援教育支援員配置数 10名
特別支援教育補助員配置数 10名

(5) 特別支援教育アドバイザーによる巡回相談の実施（令和5年度実績）

- ① 臨床発達心理士スーパーバイザー 8回
② 東京都立大学 作業療法学科 助教 8回

(6) 教員研修の実施（予定含む）

【教員研修】

- ① 令和6年4月5日（金） 特別支援教育コーディネーター研修会
講師 都立墨田特別支援学校 上野 久美子 氏
内容 「特別支援教育コーディネーターの役割について」
- ② 令和6年4月23日（火） 特別支援教育研修会
内容 都立墨田特別支援学校の概要説明・校内見学
- ③ 令和6年5月7日（火） 若手教員育成研修（1年次 初任者研修）
講師 特別支援教育担当指導主事
内容 「荒川区の特別支援教育について」
- ④ 令和6年7月29日（月） 学校教育相談基礎研修会
講師 南千住第二中学校 元校長 川名 葉子 氏
内容 「幼児児童生徒理解と教育相談（障がい理解も含む）」
- ⑤ 令和6年7月31日（水） 特別支援教育研修会
講師 TOKYO ことばサロン 言語聴覚士 福島 栄美 氏
内容 「特別支援教育 言語聴覚士の視点から」
- ⑥ 令和6年12月2日（月）
特別支援教育コーディネーター研修・特別支援教室専門員研修
講師 読み書き相談会よしかわ 代表 白鳥 真吾 氏
内容 「特別支援教育におけるアセスメントについて」

【担任会研修・研究授業】

- ① 令和6年6月28日（金）
講師 宇都宮大学共同教育学部 齋藤 大地 氏
内容 公開授業 研究協議 講師講話
- ② 令和6年8月2日（金）
講師 東京学芸大学教職大学院 増田 謙太郎 氏
内容 「合理的配慮と特別支援教育」
- ③ 令和6年12月18日（水）
講師 元筑波大学教授 宇野 彰 氏

内容 「発達性読み書き障害を理解すれば支援につながる」

④令和7年2月25日(火)

講師 東京学芸大学教職大学院 増田 謙太郎 氏

内容 授業ビデオ視聴 研究協議 講師講話

(7)区内学級設置校による合同行事、宿泊行事の実施(予定含む)

【小学校】令和6年11月1日 合同遠足(ふなばしアンデルセン公園)

【中学校】令和6年6月19日～21日 移動教室(荒川区立清里高原ロッジ)

【小・中】令和7年1月17日 卒業生を送る会(サンパール荒川)

(8)社会福祉協議会による出前授業の実施(予定含む)

- ・第一中学校 令和6年11月14日(木) 生徒 13:30～14:20
保護者 14:40～15:30
- ・第三中学校 令和6年10月4日(金) 生徒 13:30～14:20
保護者 14:30～15:20
- ・第四中学校 令和6年11月19日(火) 生徒 14:35～15:25
保護者 14:35～15:25
- ・尾久八幡中学校 令和6年12月13日(金) 生徒 9:50～10:40
保護者 10:50～11:40

(9)就学相談・転学相談の実施

①令和5年度実績

医師面談・就学相談委員会実施回数

	医師面談	就学相談委員会
小学校就学	12	10
中学校入学		6
合計	12	16

相談件数

	小学校	中学校	合計
就学相談	102	67	169
転学相談	17	7	24
合計	119	74	193

②医療的ケア児の就学相談

医療的ケア児がより快適な状態で安心して学習や教育活動に参加できるようにするため、障がいの程度や状況に応じて、その子どもにとって最も適切と考えられる就学先を、就学相談委員会での検討を踏まえ、教育委員会として判定する。区立小中学校への就学が決定した場合は、看護職員を配置し医療的ケアを実施する。令和5年5月には医療的ケア実施ガイドラインを策定し、各小中学校へ配布し周知した。

(10)ペアレントメンターによる講演会の実施(予定含む)

発達障がい等、特別な支援を必要とする児童生徒の保護者が、ペアレントメンター(発達障がい児の養育経験あり)から子育て経験を聞いたり、子育ての悩みを相談したりできる機会を提供し、地域における親支援及び保護者同士の交流促進を目的として、講演会を実施する。

【小学校保護者対象】 令和6年11月16日(土) 13:30～15:30

講師 荒川区 中野区 武蔵野市登録メンター 各1名

【中学校保護者対象】 令和6年11月30日(土) 13:30～15:30

講師 荒川区 調布市 武蔵野市登録メンター 各1名

内容(各回共通)

子どもとの関り方や今後の子育ての見通しを持てるように、メンター自身の養育経験談を講演してもらい、参加保護者からの質問にも答えてもらう。また、少人数グループでの座談会を通して悩みや不安、地域情報の共有などを行う。

現状と課題

【現状】

・荒川区では「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン第3期」において、推進目標「特別支援教育の充実を図る」を掲げ、特別支援教育の取組を進めている。就学相談件数、特別支援学級在籍児童生徒数、特別支援教室利用児童生徒数等、特別支援教育に係る実績値は近年大幅に増加している。

・小学校特別支援学級は区内5校に設置されているが、日暮里地域では未設置である。日暮里地域においては、三河島北及び西日暮里駅前の再開発に加え、西日暮里2丁目の会社跡地にて共同住宅建設が計画されており、日暮里地域の小学校は数年後から在籍児童数の大幅増加が見込まれている。日暮里地域における特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級新設に向けた準備を進めている。

・各校の特別支援教育体制充実及び特別支援教育の質の向上を目的として、特別支援教育コーディネーター等の教員を対象とした研修を区として実施している。加えて、特別支援教育担任会においても研修会や研究授業を実施しており、区内共通の課題に対する取組を行っている。また、各校に配置している特別支援教育支援員等の資質向上も必要不可欠であり、研修を実施している。

・令和3年3月に東京都から「特別支援教室の運営ガイドライン」が発行されたことを踏まえ、「荒川区における特別支援教室の運営ガイドライン」を策定している。特別支援教室の円滑な運営を図るため、毎年度必要な改訂を行い、全校配布している。

・特別支援教室においては、個々の児童生徒が自立を目指し、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目指した自立活動に力を入れ、指導に取り組んでいる。

・小中学校特別支援学級卒業後の進学状況(令和5年度卒業後)

小学校特別支援学級卒業後		中学校特別支援学級卒業後	
荒川区立中学校 (通常の学級)	1人	都立高等学校	1人
荒川区立中学校 (特別支援学級)	13人	都立特別支援学校	26人
都立特別支援学校	6人	通信制サポート校	4人
計	20人	計	31人

【課題】

・特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、必要な支援や指導も多岐に渡ることから、より個別的な支援や指導を行うことが求められている。一方で、本人や保護者によって、障がいや特性についての理解、受容の程度は異なることから、必要な支援や指導を十分に行うことが難しいこともある。保護者等の理解を得ながら、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援や指導を行う必要がある。

・就学相談においても障がいの程度や本人の教育的ニーズ、専門的見地からの意見も踏まえ、適切な就学先の判断を示しつつも、本人や保護者の希望を可能な限り尊重し、合意形成を図る必要がある。

・現在、自閉スペクトラム症や注意欠陥多動性障がい等の発達障がいがある又はその傾向がある児童生徒への指導は、特別支援教室において週2時間程度、特別な教育課程を編成し実施している。特別支援教室での指導成果が認められる一方で、特別支援教室での指導時間外に通常の学級での学習では成果を上げることが困難な児童生徒が一定数在籍しており、特別な教育内容・方法を必要としていることから、適切な教育の場を検討する必要がある。

荒川区の「学びの推進プラン第3期 令和6年度～令和8年度」では、「学校教育ビジョン」が示す6つの施策の柱ごとに重点推進目標および推進目標が設定されている。特別支援教育については、第6の柱である「すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う」に、3つの推進目標が設けられている。本稿では、区立幼稚園および小学校における特別支援教育の視察に基づき、所見を記す。

1 日常的な交流及び共同学習の取り組みを推奨する

特別支援教育における「日常的な交流および共同学習の取り組み」は、障がいのある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級の児童生徒とともに学ぶ機会を提供するための活動である。これは、インクルーシブ教育を推進するための重要な取り組みであり、双方の児童生徒が共に学ぶことで、相互理解が深まり、社会で共に生きていくための基盤を築くものである。視察した小学校では、特別支援教室が設置され、特別支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍しながら、週に一度特別支援教室で支援を受けている。特別支援教室の利用に対しては、年度初めに全児童生徒に説明が行われ、違和感なく特別支援教育を利用できるよう配慮されている点は高く評価できる。また、特別支援教室の担任が放課後に担任教員や学校スタッフと特別支援教育について情報を共有し、学校全体でのOJTを推進する体制が整っている。

一方、幼稚園には特別支援学級や特別支援教室が設置されていないが、インクルーシブな学習環境が自然に形成されている。視察園では現在在籍園児の約40%が特別支援を必要とする幼児であり、2022年の文科省調査による全国の小中学校通常の学級に在籍する特別支援を必要とする児童生徒の割合である8.8%を大きく上回る割合である。そのような状況の中で、教員と幼児教育補助員が支援を必要とする児童にできる限り1対1対応を取りつつ、幼児たちが笑顔で、自然や生き物と関わりながら異年齢との交流を多く持ち、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを踏まえ充実した就学前教育を実践している。このような充実した幼児教育は、就学後の児童の発達を支え、幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな連携に寄与していると評価できる。

しかし、このように小学校・幼稚園ともに特別支援教育に手厚く取り組む背景には、特別な支援を必要とする児童生徒に対する、個別指導計画に基づく、個々のニーズに即した対応が必要となり、教科学習においては個別課題の検討や準備、周囲の児童生徒との関係性への配慮、必要に応じた合理的配慮などさまざまな検討事項があるため、常勤教員の業務量の増大と負担が懸念される。一人の担任教員が30-40名のクラスを担当する中で、さらに個々に支援が必要な児童生徒へ関わることは非常に困難であることは容易に想像できる。したがって、今後さらに特別支援を必要とする児童生徒の増加が想定されることを見据え、作業療法士(OT)や言語聴覚士(ST)などを外部専門家として各学校に導入し、連携することで、教員の負担軽減と、適切な支援の充実、ひいては児童生徒の健やかな成長に繋げていくことが急務である。作業療法士の巡回はすでに区内の幼・小・中

外部評価 伊藤祐子（東京都立大学健康福祉学部作業療法学科教授）

で3年前から開始されている。具体的には対象となる児童生徒の学校での困りごとを聞き取り、関連する心身機能のアセスメントを行い、その結果に基づき、学習姿勢保持困難な児童生徒に対する椅子の座面の工夫（滑り止めシートやクッション、足元のゴムバンドなど、児童生徒の感覚的な欲求を満たすものなど）や、書字の困難さに対する下敷きや教材の工夫、書字のレディネスを高める身体機能向上のプログラム提案、体育の授業内で実施可能な身体機能や感覚統合機能を向上するためのプログラム提案、感覚処理障害（感覚過敏や鈍麻など）に対する環境調整など、具体的に教員が学校内で取り入れられるようなアイデアを提案することが可能である。

2 ユニバーサルデザインの普及を図る

特別支援教育の目的は、支援を必要とする児童生徒がその能力を最大限に発揮し、自立して社会に参加できるよう支援することである。この目標を達成するためには、すべての児童生徒にとって有益な環境が求められる。そのため、ユニバーサルデザインの普及が重要となる。ユニバーサルデザインは、すべての人が使いやすい環境やシステムを提供する広範な概念であり、学習環境の整備や教材、指導方法の工夫が求められる。

視察した小学校では、多文化共生を意識した環境が整備されていた。階段の蹴込み板には8か国語の挨拶が貼られており、多様性を日常的に感じられる工夫がなされていた。また、特別支援教育アドバイザーとして巡回相談を担当する作業療法士のアドバイスによる椅子の座面シートの工夫は、特別支援教室での活動のみならず、在籍学級での学習場面にも応用されていた。そのほか、色覚障害のある児童生徒に見やすいチョークの選定や掲示物の色合い、偏食のある児童生徒に配慮した給食メニューなど、学びの多様性に対応する工夫が随所に見られた。さらに、2013年度から学校にタブレットPCを導入し、全国に先駆けてICT教育に取り組み、ICT機器の導入やインターネット接続環境の整備も進められ、児童生徒一人ひとりの学びを支える体制が整っていた。

また幼稚園では安全に配慮された環境で誰もが触れることのできる動物、植物、水や土、砂、遊具のある屋外環境、幼児の特性に応じて柔軟にスペースを移動できる環境が整えられ、支援が必要な幼児を含めすべての幼児の生きる力、学びの土台を育てる教育が実践されている。特に園庭に設けられている築山は、高低差があり屋外空間を3次元に活用できており貴重な遊び環境である。子どもの発達には、重力に逆らって登る、転がらないように降るためにバランスをとりながら足腰を踏ん張るなど、何気ない動作に見えながら、その後の人生に必要不可欠な身体能力を養う役割がある。すべての幼稚園・保育園の園庭にはこのように高低差を体験できる環境が望まれる。またこのような取り組みは、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」や目標10「人や国の不平等をなくそう」にもつながるものであり、「誰一人取り残さない」という理念を実現している。

一方で、小学校・幼稚園ともに特別な支援を必要とする児童生徒が、不安を感じたり、教室に入ることができなかつたり、落ち着かずパニックになりそう（あるいはなつたとき）に一旦状況を落ち着けるためのカームダウン（気持ちを落ち

外部評価 伊藤祐子（東京都立大学健康福祉学部作業療法学科教授）

着させる、沈静化する）スペースを設置するスペースに限りがあることが認められた。発達障害や、その傾向がある児童生徒には、感覚の受け取り方の偏りからくる環境への適応困難があり、特に聴覚や視覚、触覚の過敏などは学校生活の適応に影響を及ぼす。また、見通しが持てない際や、急な予定の変更の際に柔軟に対応できず不安や焦り、緊張が高まり、その場にいることが困難になる場面がある。そのような時は言葉による指示は理解されにくく、まずは環境を変えカームダウンすることで一旦落ち着き、その後ゆっくり会話するというような方策はとて有用である。カームダウンスペースだけでなく、校舎内の音声環境や照明環境、匂いや色彩など、多くの感覚的環境は、特別な支援を必要とする児童生徒のみならずすべての児童生徒にとっても安心して心地よく、集中しやすい環境である。このような感覚に優しい環境をセンサリーフレンドリーという。今後荒川区立幼・小・中学校の老朽化に伴う建て替えがなされる際には、ぜひセンサリーフレンドリーな環境に詳しい建築家や作業療法士をチームに加え、未来に誇れるレガシーとなるような学校づくりに取り組むことを期待したい。

3 特別支援教育の充実を図る

荒川区では、平成 18 年度に策定された「学校教育ビジョン」以来、特別支援教育の充実が約 20 年にわたって推進されてきた。現在、区内の小中学校には特別支援学級や特別支援教室が拡充され、さらに都立特別支援学校への通学を支援する副籍制度が導入されている。この制度により、特別支援学校に通う児童生徒も、区内の学校での交流機会を持つことができる。

また、学校パワーアップ事業を通じて、幼稚園・小学校には外部専門家の導入や体験授業の実施が進められるとともに、中学校では認知機能強化トレーニングのアプリの導入や、Q-U（教育・心理検査）を実施し、生徒一人ひとりの状況把握に努めるなど、特別支援教育の充実に向けた取り組みが推進されている。

一方で特別支援教育の実践には教員数の不足や教員の業務の増大といった課題もある。特に小・中学校には、特別支援学級や特別支援教室において指導を受ける障害のある児童生徒とともに、通常の学級にも LD（学習症）、ADHD（注意欠如多動症）、ASD（自閉スペクトラム症）などのある児童生徒が在籍している。このような特性を持つ児童生徒に対しては適切な指導が必要である。荒川区では特別支援教育支援員、補助員、介助員の仕組みを設けており、教員免許を有する人材の退職後再雇用や、作業療法士などの有資格者、教育や医療、福祉など障がいに対する専門的教育を受けている大学生などを柔軟に雇用し特別支援教育における個別支援に活用していることは先見性の高い取り組みだと考える。特に大学生においては未来の特別支援教育を担う人材育成としての教育的側面も有している。作業療法士に関しては、一般社団法人東京都作業療法士会があり、組織内の子ども委員会では長年にわたり特別支援教育の現場で支援できる作業療法士人材の育成をおこなっていることから、連携することも可能である。ぜひ子どもたちの教育に厚く予算を配分し、新たな取り組みを導入して欲しい。

また、情緒障害のある児童生徒への支援として、そうした児童生徒のための学級設置も選択肢として有効である可能性があるが、児童生徒の気持ちへの配慮が

外部評価 伊藤祐子（東京都立大学健康福祉学部作業療法学科教授）

重要である。情緒障害の背景に発達障害の特性がある場合や、複雑な生活環境がある場合などが想定され、もしそのような学級が創設される場合には、そこには教育、医療、福祉、司法など含め多職種連携が必要不可欠であると考えられる。また、学校への適応に困難がある児童生徒には、苦手がある一方で得意もある。得意な能力は児童生徒の強みとなり、人生を生きる力になる可能性があり大切に育てる必要があることから、強み（ストレングス）に視点を向けた教育の機会も含め検討できるとより有効な教育環境となる可能性がある。

4 まとめ

特別支援教育の充実のためには主に4つの環境因子が重要である。一つ目は、従事する人材、すなわち人的環境である。教員が教育に専念できる環境を整備するためには、学校内外での多職種連携が不可欠である。医療機関や福祉機関、大学との連携を強化し、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理相談員、作業療法士などの専門家がチームを形成することで、教育の質の向上が期待される。

二つ目は、校舎構造や教室スペース、教材、インターネット回線などの物理的環境である。特別支援教育が必要な児童生徒の増加に伴い、校舎内での支援スペースの不足が課題となっている。さらに、感覚過敏など感覚情報処理に関する困難がある児童生徒に対しては、センサリーフレンドリーな環境整備が求められる。今後、校舎の改築や環境整備において、特別支援教育の専門家や作業療法士、建築家など多職種の意見を反映させることが有効であろう。

三つ目は、予算や制度に関する制度的環境である。荒川区では「未来を拓き、たくましく生きる子供を育成する」という目標のもと、多くの教育施策を推進してきた。このような施策を今後も継続し、全ての児童生徒が荒川区で育ってよかったと思える環境づくりを期待する。

四つ目は、地域住民の理解や態度などの社会的環境である。今回視察した小学校や幼稚園では、保護者への障害理解を深める丁寧な取り組みが行われていた。また、荒川区教育委員会が重点推進目標として掲げる「道徳」の充実により、「相互理解と共生社会」をテーマとした道徳授業が行われ、地域住民も参加していた。地域住民が加わるこのような取り組みは、今後の特別支援教育の推進において必要不可欠であり、更なる発展が期待される。

また、子どもの成長・発達には乳幼児期からの関わりが非常に重要であり、特に環境と経験が大切であることから、特別な支援が必要かどうかまだわからない段階から、子どもだけでなく親子に働きかけ、地域で子育てする視点が重要であると考えられる。そのためには、障がいの有無にかかわらず子育てに不安を感じている親が気軽に参加できる研修会や子育て教室のような取り組みの充実も望まれる。

1. はじめに

近年、全国的に特別支援教育を受ける児童生徒数は増加傾向にある。特に特別支援学級の在籍者は、10年前と比較して、倍増している。

このような状況に対して、荒川区においては「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン」を策定し、特別支援教育においてもその充実を図り、すべての子どもが、自らのもてる力を高め、個性を伸ばすための教育を推進してきている。

学びの場の充実については、令和3年度に中学校1校に新たに特別支援学級（知的障害・固定）を開設し、適正配置にあたった。また、特別支援教室は区内すべての小学校中学校に設置されているが、拠点校を増やし、支援の必要な児童生徒に対する教育の充実にあたっている。

2. 多様な教育的ニーズに応じた指導

(1) 特別支援学級

区内の小学校特別支援学級在籍児童数の学年別在籍数をみると、中学年から高学年にかけて児童数が多く在籍している。この時期は学習内容や対人関係の高次化により、そのニーズが顕在化してくる時期であり、児童の教育的ニーズに応じてより専門的な指導が求められる。

視察をした知的障がい児を対象とした特別支援学級の授業においては、児童の教師への注視や挙手、発言などが多くみられ、授業内容や課題の提示を工夫し、児童の学習意欲を喚起する指導方法がとられていた。さらに、ICT機器を活用し、学習内容を視覚的に提示するなど理解を促進する活用がなされていた。

児童生徒の障がいの状態の多様さを踏まえ、より個別のニーズに応じた指導を実現するためには、個別の指導計画と授業内容や学校生活とのつながりの強化が求められる。

特別支援学級と通常の学級間の交流及び共同学習については、運動会や宿泊学習などの学校行事、委員会などの特別活動で実施されている。また、昼休みにともに遊ぶなど日常的にかかわる場面も多い。今後は通常の学級の活動に参加するだけでなく、特別支援学級の活動に参加するなど、相互に行き来できる取り組みを期待したい。

(2) 特別支援教室

特別支援教室は、通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度である。情緒障害等の児童生徒の特別支援教室は荒川区内の全公立小・中学校に設置されており、原則自分の在籍する学校で指導を受けることができている。荒川区内においては、その利用者が年々増加傾向にあり、ニーズの高さを現している。

視察した特別支援教室では、1対1の個別指導と小集団での活動を組み合わせ、個別のニーズに応じた指導が行われていた。教室内を衝立で区切り、活動に集中できるような環境を設定してそれぞれの課題に取り組む姿が見られた。

(3) 通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒への指導について

文部科学省(2022)の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、小学校通常の学級において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童は10.4%（推定値）、中学校通常の学級において、学習面又は行動面で著しい困難を示す生徒は5.6%（推定値）との結果が公表されている。

これらの結果から、荒川区の小学校、中学校においても支援の必要な児童生徒が通常の学級に一定数在籍していることが推測される。

通常の学級においても一人一人の教育的ニーズを見極め、ニーズに応じた支援が求められている。どの子どもわかりやすい授業を受けるためには、学びのユニバーサルデザインが重要である。授業では、板書や課題の提示方法などの工夫がみられた。

また、区内の小学校の通常の学級におおむね各校1名の特別支援教育支援員、補助員は平均2.2名が各校に配置されている。中学校においては区内すべての学校に支援員が配置され、補助員も平均1名の配置がなされている。集団指導の中でも個別の配慮が必要な児童生徒に対して、人的な配置がなされている。

3. 指導・支援体制について

多様な教育的ニーズのある児童生徒を指導するにあたっては、教師や支援員等の資質・能力の向上が必要である。向上のための1つの方法として、研修が挙げられる。荒川区においては、教員が学びたい内容を研修として設定し、それを教育委員会や教育センターが研修を支え、資質能力の向上をめざす取り組みが行われている点は評価できる。教師のみならず、特別支援教育支援員についても、教育センターが主催となり年間3回の研修が実施されている。研修の際の参加者の討論の内容を見ても、専門性の蓄積が感じられる。

また、特別支援教育に関する校内支援体制の中心となる校内委員会については、各学校では定期的開催されるほか、児童生徒の転入や長期休業明けなどの必要に応じて開催されている。また、管理職、担任に加え、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで情報を共有しながら児童生徒の支援を検討するといったシステムが構築されつつある。

4. 評価と今後の方向性

荒川区における特別支援教育の充実に向けて、着実な取り組みがなされていると考える。しかし、少子化の中、特別支援教育を受ける児童数の増加傾向や、教育的ニーズの多様化などから、身近な地域で専門性のある教育を受けたいという区民の期待は大きい。

このような状況から以下の点を今後の区内における特別支援教育充実の視点として提示したい。

(1) 情緒障害固定学級の設置

視察やヒアリングを通して、情緒障害の児童生徒に対する教育について、検討が必要であると感じた。区内には情緒障がい児を対象とした特別支援学級は設置されていない。

情緒障がい児は、集団活動や学習活動など学校での社会的な適応に困難さがあり、個別の教育的支援が必要である。

現在は、特別支援教室で一定時間の指導が行われているが、それ以外の時間については通常の学級での生活になる。今後はより多くの時間を、学校生活の居場所として、安心して生活や学習できる環境、また、般化へのプロセスを丁寧に支援できる体制が必要である。

国内の特別支援学級在籍の児童生徒数の変化を障害種別に見ると、ここ数年、自閉症・情緒障害学級在籍の児童生徒数の増加率は他障害よりも高く、令和4年の調査では、在籍児童生徒数、学級数ともに知的障害よりも多く、七障害の中では最も多い。全国的にも設置の傾向が高まってきている。現在区において対象となる児童生徒はそれほど多くないが、将来的にこれらを勘案すると、荒川区内においても自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について検討すべきと考える。

(2) 就学への支援強化

小学校等への就学について、児童の教育的ニーズを踏まえた就学につながることを期待したい。そのためには、就学相談の段階で、本人、保護者への多角的、多面的な情報提供が必要だと考える。例えば、就学先ごとの保護者から意見を聴ける機会や、中学生段階、高校生段階、青年期の状況など将来的な見通しにかかわる情報提供の機会の設定などが考えられる。本人、保護者が将来的な成長も見据えながら学びの場を考えられる支援が求められる。

(3) 通常学級に在籍している可能性のある境界域知能の児童生徒への対応

境界域知能の子どもは、知的障害の診断、判定はないが、学習面、対人関係面等で、一斉指導の中でも個別の配慮が必要な児童生徒である。通常学級においても、統計上、一定数の児童生徒が在籍していることが推測される。

区内においてはユニバーサルデザインを踏まえた授業が行われているが、それらの支援に加えて、対象児童生徒を見極めながら、集団の中で、あるいは個別に適切な支援が必要となる。二次障害につながらないように配慮しつつ、満足感や達成感を得ながら学校生活を送れるためにも、担任と支援員等の連携を高め、校内委員会を通して全校で共通理解を図るなどの対応が求められる。

(4) さらなる専門性の向上

子どもや学校を取り巻く環境は日々変化し続けている。特に特別支援教育については、その対象や支援・指導法がアップデートされてきており、よりの確な支援のためにもさらなる人材の充実が必要と考える。

その1つとして、特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許の保有率の向上を期待したい。専門性を有することで、対象学級での指導のみならず、学校全体の特別支援教育充実への波及効果も想定される。そのために、区として免許取得への支援を実施することも必要であろう。

外部評価 尾高邦生（順天堂大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科准教授）

このような取り組みを通して、荒川区で学ぶ子どもたちが、個々の教育的ニーズに応じた充実した学びの機会を得て、自信をもって社会で活躍できる人として成長していくことを期待したい。

教育委員会の今後の取組み

- 通常の学級に在籍しながらも、学習面や対人関係面等で何らかの個別的配慮が必要な児童生徒が一定数いると考えられる。能力や特性に関わらず、全ての人が使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた学習環境や教材、指導方法の工夫に取り組めるよう、研修会や情報連絡会等を充実させる。
- 特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、支援や指導内容も多様化している。対象となる児童生徒への指導支援をより充実するため、作業療法士や言語聴覚士といった外部人材の積極的活用に加え、特別支援学校における地域支援事業活用に向けた制度の周知をより一層図っていく。
- 就学相談においては、障がいの程度や本人の教育的ニーズを丁寧に見取り、将来の自立に向けた適切な就学先や特別支援教育に関する情報を伝えると同時に、本人や保護者の希望を可能な限り尊重し、適切な合意形成を図っていく。
- 発達障がいをもつ子どもは音や光に過敏なケースが多くみられる。今後、学校の建て替えを進めるにあたっては、特別支援教育の専門家や作業療法士等の意見も取り入れながら、校舎構造や教室スペース、インターネット回線等の物理的な環境を整備し、障がいの有無に関わらず、誰もが快適に活動できるようにセンサリーフレンドリーな環境づくりを進めていく。
- 特別支援教室で指導を受けている児童生徒のうち、通常の学級における集団活動や学習活動において効果的な指導を実践することが困難な場合がある。そうした児童生徒を指導する場として自閉症・情緒障害特別支援学級の設置も検討する必要がある。一方で、対象となる児童生徒が疎外感をもつ等の懸念や、区内全域から通いやすい場所の選定等考慮すべき課題もあるため、慎重に検討していく。
- 発達障がい児の養育経験があるペアレントメンターから子育て経験を聞いたり、子育ての悩みを相談できたりする機会を設け、地域における親支援及び保護者同士の交流促進を図っていく。

參考資料

教育委員会の活動

1 教育委員会の構成

教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員から組織される合議制の執行機関である。区立学校その他の教育機関を管理し、就学、保健、給食、学習指導などに関する事務を処理している。

任期は、教育長が3年間、教育委員が4年間であるが、再任も認められている。

(令和6年4月2日現在)

職名	氏名	委員の任期
教育長	高梨 博和 (元区民生活部長)	自 令和5年4月2日 至 令和8年4月1日
教育長 職務代理者	小林 敦子 (早稲田大学教授)	自 令和3年4月2日 至 令和7年4月1日
委員	繁田 雅弘 (東京都立大学名誉教授)	自 令和5年7月7日 至 令和9年7月6日
委員	長島 啓記 (早稲田大学名誉教授)	自 令和5年7月7日 至 令和9年7月6日
委員	坂田 一郎 (東京大学教授)	自 令和3年4月2日 至 令和7年4月1日

2 教育委員会の会議

原則として毎月、第2・第4金曜日に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会及び協議会を開催している。

定例会及び臨時会については原則公開し、開催予定や傍聴の案内等を荒川区ホームページに掲載している。また、平成22年分以降の会議録については、情報提供コーナーでの自由閲覧及び荒川区ホームページへの掲載を行い、区民の知る権利の保障と利便性の向上、教育委員会活動の透明性の向上や説明責任の発揮等を図っている。

令和5年度は定例会23回、協議会28回の合計51回を開催した(詳細は別表1のとおり)。また、定例会及び文書付議の議案件数は24件(前年度比6件減)、報告事項は67件(前年度比19件減)となっている。

3 教育委員会の活動状況

教育委員は、例年、学校行事を始めとする教育委員会行事等に積極的に出席し、教育行政の現状把握に努めるとともに、関係者への激励を行っている。

別表 1 令和 5 年度 教育委員会の会議の開催状況

ア 定例会及び臨時会

開催日	種別	議案番号	議案名
4月14日	定例会 (7)	13	荒川区社会教育委員の委嘱について
		14	荒川ふるさと文化館における「国際博物館の日」の観覧無料化について
		報告	令和5年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について
			令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択について
			荒川ふるさと文化館の一部リニューアルについて
荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について（鍛金・長澤 武久氏）			
4月28日	定例会 (8)	15	令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について
		報告	荒川区立学校等における医療的ケア児支援事業について
5月12日	定例会 (9)	報告	5類感染症への移行後の教育活動について
5月26日	定例会 (10)	16	財産の取得（防犯カメラ）に対する意見の聴取について
		17	令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について
		報告	損害賠償額等の決定に関する専決処分について
			令和5年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について
6月9日	定例会 (11)	報告	防災ヘルメットの整備について
			校庭に埋没されたクギに関する安全点検の実施について
			感染症に伴う学級閉鎖等の状況について
			第16回柳田邦男絵本大賞の実施について
			第42回「あらかわの伝統技術展」の開催について
6月23日	定例会 (12)	報告	「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・「あらかわ小論文コンテスト」・「あらかわお弁当レシピコンテスト」の実施について
			令和5年度における荒川区立幼稚園・こども園、小・中学校の研究活動について
7月14日	定例会 (13)	報告	区議会定例会・6月会議について
			校庭・園庭の安全点検の実施結果について
			令和6年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について
			令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会からの報告について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

ア 定例会及び臨時会

開催日	種別	議案番号	議案名
7月28日	定例会 (14)	18	荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則
		報告	令和5年度子ども議会の開催について
			第42回「あらかわの伝統技術展」の報告について
			伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）について
8月4日	定例会 (15)	19	令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択について
		20	令和6年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について
8月25日	定例会 (16)	21	令和4年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について
		22	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
		報告	いじめ重大事態発生について
			南千住図書館・荒川ふるさと文化館の改修の進め方について
9月8日	定例会 (17)	報告	特別な支援を必要とする荒川区立幼稚園児に対する通園時送迎支援事業の実施について
9月22日	定例会 (18)	報告	感染症に伴う学級閉鎖等の状況について
			令和5年度夏季休業中の諸活動の結果等について
10月13日	定例会 (19)	報告	区議会定例会・9月会議について
			令和5年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について
			公立学校教職員の処分について
			荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について
			荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業補助の中止について
			第16回柳田邦男絵本大賞の応募状況について
10月27日	定例会 (20)	23	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
		報告	令和5年度全国学力・学習状況調査の調査結果について
			令和5年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査について
			長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査結果について
			令和5年度東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞受賞者の報告について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

ア 定例会及び臨時会

開催日	種別	議案番号	議案名
11月10日	定例会 (21)	24	職員の自己啓発等休業に関する条例に対する意見の聴取について
		報告	第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査について 令和5年度「卓越した技能者（現代の名工）」表彰受賞者の報告について
11月24日	定例会 (22)	25	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
		報告	学校パワーアップ事業の成果報告及び実施計画について 第13回「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果について
12月8日	定例会 (23)	26	荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則
		27	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
		28	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
		報告	区議会定例会・11月会議について
		報告	第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査結果について
		報告	令和5年度東京都公立学校校長職候補者選考及び教育管理職選考合格者について
		報告	令和5年度合同表彰式の実施について
		報告	令和5年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査結果について
12月22日	定例会 (24)	休会	
		報告	令和5年度東京都公立学校校長職候補者選考及び教育管理職選考合格者について
1月12日	定例会 (1)	報告	令和5年度荒川区教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について
		報告	令和5年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰教職員について
		報告	令和5年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者について
		報告	第16回柳田邦男絵本大賞の受賞者について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

ア 定例会及び臨時会

開催日	種別	議案番号	議案名
1月26日	定例会 (2)	1	令和6年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について
		2	「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第3期（令和6年度～令和8年度）」策定について（案）
		報告	令和5年度社会教育功労者表彰受賞者の報告について
2月9日	定例会 (3)	3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について
		報告	伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の辞退及び新規実習者の決定について
			荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について
2月26日	定例会 (4)	4	令和5年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について
		報告	令和5年度荒川区教育委員会褒賞について
			令和5年度荒川区教職員表彰について
			長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査結果について
			伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について
3月15日	定例会 (5)	報告	区議会定例会・2月会議について
			荒川区不登校支援ガイドラインの策定について
			荒川区芸術文化振興プラン（案）の策定について
			令和5年度「奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会」の結果について
3月29日	定例会 (6)	5	荒川区教育委員会事務局の人事について
		6	指導主事の任用について
		7	荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について
		8	荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
		報告	「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第3期（令和6年度～令和8年度）」策定の報告について
			令和6年度社会教育関係団体への補助金について
			伝統工芸技術継承者育成支援事業におけるステップ2への更新について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

イ 協議会

月 日	種別	内 容
4月28日	定例会後	ふるさと文化館の視察について
		区議会議員との連絡会について
5月12日	定例会後	区議会議員との連絡会について
		第九峡田小学校の視察について
		教科書の送付について
		ChatGPTについて
5月12日	定例会後	ふるさと文化館視察
5月26日	定例会前	第九峡田小学校視察
5月26日	定例会後	市町村教育長・教育委員研究協議会について
4月～5月	単独実施	教育施策連絡協議会
6月9日	定例会後	運動会について
		ChatGPTについて
		第42回「あらかわの伝統技術展」について
6月23日	定例会後	下田臨海学園への視察について
		小学校ワールドスクールへの視察について
7月14日	定例会後	教育委員会定例会（8月4日、教科書採択時）の会議運営の案について
		生成AIのシンポジウムについて
7月28日	定例会後	下田臨海学園への視察について
9月7日	単独実施	市町村教育委員会研究協議会
9月8日	定例会後	防災部被災地訪問報告会について
		子ども議会について
		市町村教育委員会研究協議会について
		運動会について
		原中学校の視察について
9月22日	定例会後	運動会について
10月13日	定例会後	原中学校の視察について
10月27日	定例会前	原中学校視察
10月27日	定例会後	尾久宮前小学校研究発表について
		尾久八幡中学校創立60周年記念事業について
		荒川区教育委員の地方教育行政功労者表彰受賞について
10月27日	定例会後	ふるさと文化館企画展視察
11月10日	定例会後	第九中学校創立70周年記念事業について
		第二ブロック教育委員会協議会の日程調整について

イ 協議会

月 日	種別	内 容
		第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査員について
11月24日	定例会後	峡田小学校創立30周年記念事業について
11月24日	定例会後	吉村昭記念文学館企画展視察
12月21日	単独実施	市町村教育委員会研究協議会
1月12日	定例会後	市町村教育委員会研究協議会について
		合同表彰式について
		第二ブロック教育委員会協議会について
1月30日	単独実施	第二ブロック教育委員会協議会
2月9日	定例会後	小学校校長会懇談会
	定例会後	中学校校長会懇談会
2月26日	定例会後	教育委員会褒賞の贈呈式について
3月29日	定例会後	伝統に生きる-あらかわの工芸技術-について

別表2 令和5年度 荒川区教育委員会委員の活動実績（教育長除く。）

月 日	内 容
4月6日	小学校入学式
4月14日	教育委員会定例会
4月14日	退職校長感謝状贈呈式
4月28日	教育委員会定例会
4月28日	教育委員会協議会
5月12日	教育委員会定例会
5月12日	教育委員会協議会
5月12日	ふるさと文化館視察
5月13日	情報連絡会（議員初顔合わせ）
5月20日	運動会視察（原中学校）
5月21日	運動会視察（第四峡田小学校）
5月26日	第九峡田小学校視察
5月26日	教育委員会定例会
5月26日	教育委員会協議会
5月27日	運動会（第三瑞光小学校・第二峡田小学校・尾久小学校・第四中学校・第五中学校・第九中学校）
4月～5月	東京都教育施策連絡協議会
6月9日	教育委員会定例会
6月9日	教育委員会協議会
6月23日	教育委員会定例会
6月23日	教育委員会協議会
7月14日	教育委員会定例会
7月14日	教育委員会協議会
7月22日	下田臨海学園（7月24日まで）
7月28日	教育委員会定例会
7月28日	教育委員会協議会
8月4日	教育委員会定例会
8月25日	教育委員会定例会
8月25日	荒川区立中学校防災部連合行事釜石市被災地訪問報告会
8月29日	子ども議会

月 日	内 容
9月7日	市町村教育委員会研究協議会
9月8日	教育委員会定例会
9月8日	教育委員会協議会
9月22日	教育委員会定例会
9月22日	教育委員会協議会
9月23日	運動会視察（汐入東小学校）
9月30日	運動会視察（瑞光小学校・第六瑞光小学校）
10月12日	地方教育行政功労者表彰式
10月13日	教育委員会定例会
10月13日	教育委員会協議会
10月14日	運動会視察（尾久宮前小学校）
10月21日	運動会視察（ひぐらし小学校）
10月27日	原中学校視察
10月27日	教育委員会定例会
10月27日	教育委員会協議会
10月27日	ふるさと文化館企画展視察
10月28日	尾久八幡中学校創立60周年記念式典
11月2日	第二峡田小学校研究発表
11月10日	教育委員会定例会
11月10日	教育委員会協議会
11月11日	第九中学校創立70周年記念式典
11月18日	尾久西小学校創立100周年記念式典
11月24日	教育委員会定例会
11月24日	教育委員会協議会
11月24日	吉村昭記念文学館企画展視察
11月25日	峡田小学校創立30周年記念式典
12月8日	教育委員会定例会
12月8日	尾久宮前小学校研究発表
12月21日	市町村教育委員会研究協議会
1月12日	教育委員会定例会
1月12日	教育委員会協議会

月 日	内 容
1月12日	「第17回あらかわ小論文コンテスト」「第13回荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」「第16回あらかわお弁当レシピコンテスト」合同表彰式
1月26日	教育委員会定例会
1月26日	第三日暮里小学校研究発表
1月28日	柳田邦男絵本大賞表彰式
1月30日	第二ブロック教育委員会協議会
2月9日	卒業生を送る会
2月9日	教育委員会定例会
2月9日	小学校長会懇談会
2月9日	中学校長会懇談会
2月27日	教育委員会定例会
2月27日	教育委員会協議会
3月15日	教育委員会褒賞贈呈式第1部
3月15日	教育委員会定例会
3月15日	教育委員会褒賞贈呈式第2部
3月19日	中学校卒業式
3月21日	小学校卒業式
3月22日	総合教育会議
3月22日	ふるさと文化館資料展視察
3月29日	教育委員会定例会
3月29日	教育委員会協議会

荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱

20年11月26日制定
20荒教庶第 635号
教 育 長 決 定
平成29年4月2日一部改正
令和2年8月24日一部改正
令和3年7月2日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、荒川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、教育委員会主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

- 第3条 点検及び評価は、教育委員会主要施策について、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
 - 3 前年度の実績を中心に今年度の実施状況等を合わせて、点検・評価を行うものとする。
 - 4 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
 - 5 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、荒川区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する学識経験者」を置く。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

令和6年12月

登録番号 (06) 0094号

令和6年度荒川区教育委員会主要施策に関する
点検・評価報告書

発行 荒川区教育委員会事務局教育総務課
〒116-8501
荒川区荒川2-2-3
TEL 03(3802)3111(代)



荒川区